

ID: 49

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	特別の設備等の承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市福祉団体等連絡センター運営規則 第5条ただし書		
例 規 番 号	平成13年規則第78号		
【根拠条文】 (設備の変更禁止) 第5条 利用者は、福祉団体等連絡センターに特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。 ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日